

2018年3月19日

生活保護基準の引き下げと生活保護法「改正」等に関する要望

事項

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護問題対策全国会議

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階

TEL06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 事務局長 弁護士小久保哲郎

- 1 2013年度からの史上最大（平均6.5%、最大10%、総額670億円）の生活扶助基準の引き下げを撤回してください。
- 2 2018年10月からのさらなる生活扶助基準の引き下げ（平均1.8%、最大5%、総額160億円）はしないでください。
- 3 今国会で審議予定の生活保護「改正」法案（正確には「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案要綱」）のうち次の各条文案は削除してください。
 - ① 生活保護法63条に基づく「払いすぎた保護費の返還債権」について非免責債権化するとともに保護費からの天引き徴収を可能とする生活保護「改正」法案77条の2及び78条の2
 - ② 生活保護利用者については「原則として後発医薬品によりその給付を行う」とする生活保護「改正」法案34条3項
- 4 2018年度から全国的に推進するとしている「薬局一元化事業」は実施しないでください。
- 5 すみやかに政務三役が直接当事者・支援者の声を聴く機会をもうけるとともに、今後、生活保護基準の見直しや法改正を行う場合には、必ず当事者や支援者の意見を聞くようにしてください。

以上